行戦とちぎ



2003. 9 No.321

「道の駅」東山道伊王野 (那須町)

一目 次一

□e-japanに向けて ·····2
□入管業務に関連する翻訳の基礎・他・・・・・・3
□人権同和対策推進県民会議 · · · · · 4
□関東地方協議会会長会が開催されました・他5
□行政書士制度強調月間に向けて ・・・・・・・・6
□書士会日誌・お知らせ 7
□研修会開催のお知らせ · · · · · 8
□適正な申請取次業務の推進について(お願い)・・・・・9
□遊漁船業の登録申請業務について 10

□一般酒類小売業免許の申請手続等 · · · · · · · 11~	-13
□平成15年上半期風俗営業所調査	
委託受理件数 · · · · · · · · ·	14
口土が足の短 おいきょすい ナナリ	10

□支部長の顔・おじゃまします	!		•						•				1	5
□支局かわら版(上都賀支部)		*	*	٠	٠							٠.	1	6
口古昌情報,アドちゃん談託室										٠	1	7-	~1	a

□支局情報・アドちゃん談話室 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
□交差点・政連だより・・・・・・・・・・・・・・ 2	2(
[] - l - d - d - 25° Ida	0

□木もれび・他 · · · · · · · · · · 2 □会員の動き・お知らせ · · · · · · · 2

e-Japanに向けて

栃木県行政書士会副会長 岸 宏



昔は、人は歩いてあるいは駆けて赴き、相手に逢い、お互いに理解を 深めることをしていた。

相手の顔やしぐさがみられるため、自分なりに相手を分析し、ときには警戒し、ときには警戒を緩め、より親しい人間関係を構築してきた。

次の時代は、交通機関を利用し、相手と面会し、同様の成果を構築してきた。電話という話し合う機械をとおしたところで、最終的にはお互

いに面接し、交渉し、合意を形成してきた。

行政手続きについていえば、いわばそうすることで、官へのアピールが行え、しいていえば裁量 をひきだし、円満な結果を得ることができたと思う。

これからは、相手の顔の見えない時代に入ることとなる。ほぼ決まりきったパターンでの申請となり、一つでも不足があれば、結果はNGとなる。それが電子申請のこれからのありかただと思う。人の血流は温かく体内を流れ、特には早くなったり、ゆったりとなったり、周囲の状況や、自分の気持ちで変化する。いわばネットは血流に似ている。逆らうのは想像を絶するほど限りなく早く、そしてある意味では冷ややかに日本、あるいは世界という名の体内を周囲の状況や自身の感情に関係なく駆け巡ることだ。

これから日本が向かうe-Japanへの大河を否定するものではない。ただ、おぼれ死んだり、 凍え死んだりしないためにはどうしたらよいか真剣に考える必要があるということを自覚しなくて はならないということだ。それは、その冷ややかな川の流れにあってどうおよぐべきかを学習し、 対処しなくてはならないということでもある。

そのときはそのときで考えればよいと思ういわば、試行錯誤派というか、楽天家というか、そういう人もいるだろう。でもそれは激流の中にあって中洲にとりのこされるようなもので危険極まりない選択だと思う。そなえあれば憂いなしでもあり、敵を知ればおのずと心構えもできるし、泳ぎ方も覚えることができると思う。コンピューターデバイドのない会員構成となるよう皆で勉強し、切磋琢磨し、襲いくる大波を渡り切りたいと思う。



栃木県行政書士会

入管業務に関連する翻訳の基礎

平成15年8月1日(金)午後3時から、行政 書士会館において、本年度第1回目の研修会を開催した。小林一二会長のあいさつの後、講義には いった。講師は宇都宮支部理事の深見史さんにお 願いした。今回は、入管業務に関する証明書、特 に出生証明書、婚姻証明書の日本語訳および英語 訳について、フィリピンを例にしての講義だった。

まずはじめに、知っておいたほうがよい用語について指摘があった。つぎに、フィリピンの地名・人名について、長い間スペインの植民地になっていたことで、(地名や人名に)スペイン語的な名前があるので、読み方や日本語訳の時には気をつけること。

つづいて、証明書の日本語訳について英文と日本語訳のコピーを対比させて解説された。原文が鮮明でなかったりして読み取れない場合には、判読不明(不能)として出してもよい等、実務を通しての説明は大いに参考になった。戸籍謄本等の英訳については、資料をもとに英訳の作業を通して注意点や留意することなど話しがあった。1時間半という限られた時間であったが、充実した研修会であった。

(業務研修部 鈴木宏昌)

全国広報担当者会議

去る8月8日(金)日本行政書士会館において「全国広報担当者会議」が開催されました。前日の天気情報では沖縄地方が台風の暴風区域に入ったと伝えていた。そんな悪天候の中、沖縄、熊本、大分県を除く全国の各都道府県の広報担当者の出席のもとに開催されました。当会からは浅野制度推進部長と青木広報部長が出席致しました。

茅野広報部担当副会長の開会の言葉に始まり、 全員の自己紹介につづき、(株)電通パブリック リレーションズの川崎勝次氏による「広報パワー アップのための基礎講座」と題する基礎講演を拝 聴しました。

{残念ながら低い、行政書士への一般市民の認知理解} ⇒ {広報活動の活性化―マスコミ登場機会の増大} ⇒ {市民の理解深化・会員の志気高揚、業務の活性化} この図式にそって、具体的な例をあげながらの分かりやすく、またこれからの広報活動の指針をなりうる講演に、各々が気持ちを新たに、やるべき仕事を再確認・再認識させられるものでした。

休憩後、昨年度の制度強調月間PR活動報告、 集計報告等があり、その後フリートーク形式によ る各単位会からの強調月間や広報活動への取り組 みについて、熱の篭った議論が交わされました。

なかなか聞くことのできない他会の活動を耳に して、多いに奮起させられるものがありました。 (広報部長 青木絹子)

「他会の活動報告〕

- 1.マイロードシステム(県道の清掃) 毎月1回・3人ずつ位で、交通量のあまり多く ない安全な県道の清掃をしている。すると県が 「…県行政書士会が清掃してくれています」とい う看板をたててくれる。
- 2. 野立て看板の設置 縦5m・横10mの看板を今後、毎年1基ずつ 立てていく。
- 3. 一般の一向けに講習会を開催し、終了後に遺言 ・相続等の無料相談会を開催した
- 4. 広報車による巡回広報活動を実施 主な業務内容や無料相談会の実施等について
- 5. ダイヤル改正時の時刻表への広告掲載
- 6. 切手購入時のビニール袋に広告掲載
- 7. 郵便局や病院に、チラシ・パンフレットを置か せてもらう
- 8. 無料相談会を取材してもらうよう地元TV局に 要請したところ、放映して頂いた。(地元メディ アの活用)
- 9. 県・市町村の後援を頂き一般の人向けに研修会 を開催したところ、地元TV局、新聞社の取材を 受け、当日・翌日の放送及び掲載があり、多大な る反響があった。
- 10. 地元の新聞に定期的にPRを掲載しているうちに、記事としても扱われるようになった。



人権同和対策推進県民会議

平成15年度栃木県人権同和対策推進県民会議は、7月31日午前10時からニューみくら会館で、県内の各種関係団体の代表者と県知事部局及び県教委の担当者による会議が開催された。その会議の概要について報告します。

会議の議題は次の4点です。

- 1. 平成14年度人権同和対策推進県民運動実施の結果について
- 2. 平成15年度同運動の計画について
- 3. 「栃木県人権尊重の社会づくり条例」の施 行について
- 4. その他

会議は県担当者が議長役となり進行が図られ た。

(1) の運動結果について

県の知事部局から啓発に関連するポスターと 作文の募集、メディアー公報、定期路線バス車 体等を利用した広告。各市町村への県民周知を はじめ、各種の催しに併せての広報活動を積極 的に利用した等の報告がなされた。

次に県教委では、知事部局との共催事業の推進を図ると同時に人権尊重精神高揚を児童生徒に併せ、保護者にまで広げて作文の募集をした結果、県下630の小・中・高校に要請したところ3372編の応募があった。この内秀作文を集録、1220部を県内各校及び関係機関に配布、好評を得たことと更に教職員の研修と研究校による実践教育、人権同和問題研究事例発表により多くの効果を得られた点が報告された。

(日内) (日内)

(2) の計画について

知事部局から、新条例が4月より施行された 事に計画を(思いやる心)人権尊重に重点を置いて執行すること。

県教委では、学校教育での周知を保護者にまで 求め、社会教育を通して県民への周知徹底を図って行くと報告された。

(3) について

県の人権尊重の社会づくり条例が4月1日に施行された。その趣旨は、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。と云うことと県人権施策推進審議会が知事の任命により設置されることが条例化された点の説明がなされた。

質議に入り4人の質問があった。

質問の集約は、単に学校教育に止まらず保護者への(家庭教育・文化と環境・思いやり)要請を強める必要と要望があり、各担当部局より真摯に受け止め努力して行く旨の答弁があり(1)~(3)までを了承した。

(4) のその他について

新たに県条例による審議会委員について会議 に代理出席に支障となることから、条例の一部 に代理出席の規程する件を諮ったところ全員了 承を得たので後日、改正され次第報告する旨告 げ午前11時45分閉会となった。

(総務部長 秋田 豊)



関東地方協議会会長会が開催されました

平成15年9月5日(金)午後2時から品川 プリンスホテル会議室に於いて、一都十県の単 位会会長が出席して日行連関東地方協議会会長 会が開催されました。

今年度は、栃木会が当番会となっており、当 会の小林会長が関地協会長に就任しています。 会議の課題は、次の通りです。

- (1) 日行連と単位会との連絡会開催の件について
- (2) 日行連と単位会との連絡会開催提出議案 の件について
- (3) 関東地方協議会における業務連絡会の件について
- (4) (有)全行団の件について
- (5) その他

日行連と単位会との連絡会開催については、 平成15年11月13日から14日にかけて、 鬼怒川温泉「あさやホテル」において開催する 事となりました。

《県と共催による合同研修について》

昨年度は、総務部と栃木県総務部文書学事課と の意見交換会を開催しましたが、今年度は合同研 修会を開催する予定となっております。

つきましては、栃木県との共催による合同研修会のテーマについて、広く会員の皆様方からのご意見ご要望等をいただいて、共催による研修会のテーマについて参考にさせていただきたいと考えておりますので、研修会のテーマについてご意見ご要望等がございましたら事務局までお寄せください。 (総務部)

議題は、分科会方式により、次のテーマについて行われる予定です。

- 1.建設業関係
- 2.風俗営業関係
- 3.国際入管関係
- 4.産業廃棄物処理業関係
- 5. 車両運送事業関係

各単位会より、業務精通者をテーマごとに1 名から2名出席してもらい、意見交換を行う予 定です。栃木会の会員の方にもご協力していた だくこととなりますのでよろしくお願いいたし ます。

また、連絡会のテーマについてご意見ご要望 等がございましたらお寄せください。

なお、分科会の結果については、分科会開催 後テーマごとにまとめたものを作成し、各単位 会の会員の業務参考資料として提供する予定で す。

(副会長 金敷 裕)



平成15年10月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	審査予定日	土木事務所名	審査予定日
宇都宮	22日 (水) 23日 (木)	栃 木	28日(火)
鹿 沼	24日(金)	大 田 原	27日 (月)
鳥 山	30日(木)	日 光	22日 (水)
矢 板	29日 (水)	真 岡	30日(木)
足利	29日 (水)	佐 野	24日(金)

8月号に掲載しました9月の日程について、県監理課のコンピューターのメンテナンスの関係で、 大きく差異が生じましたことをお詫び申し上げます。

行政書士制度強調月間に向けて

毎年10月は連合会主催で全国一斉に実施される『行政書士制度強調月間』が来ます。

当会では制度推進部が担当し、実施しているところであります。

皆様ご承知のとおり、この運動は、行政書士 法の周知、行政書士制度に関して広く国民の理 解と協力が得られるよう運動を展開するもので あります。

当会ではこのほか独自に社会貢献に関することも行っております。

月間中に行われる内容を説明いたします。

10月1日(金)午前10時から午後4時

行政書士会館にて「行政書士110番」を 開催いたし、無料による各種相談を電話(来 館についてもお受けいたします。)にてお受 けいたします。

相談員は業務研修部のご協力を頂きベテラン書士会員が応対いたします。

10月5日(日)午前10時より午後3時

行政書士会、司法書士会、土地調査士会の 三士会が主催する無料相談会を県内4会場に て行われます。

県 北:東武大田原店

県 央:福田屋ショッピングセンター

県南:小山ジャスコ店

栃木ジャスコ店

この事業における相談員は各支部にご協力を 頂き実施されます。

また、当制度推進部では各支部が月間中に行う支部事業に活用できるよう

- ①パンフレットの配布
- ② 会作成のテッシュの配布
- ③ のぼり旗の無償貸与
- ④ 支部が独自の事業を行った場合に補助 金を支給する。

を用意いたし、支部事業に協力する体制をとっております。

是非、実のある対応をお願いいたします。

行政書士法の改正により昨年7月1日から施 行されました、申請代理権による委任状につい て、県納税証明書、農地法、建設業法、風俗営 業、産業廃棄物等については様式が決定しておりますので、会員各位が申請代理に基づき、申請書を作成しているかについても、会員に周知を重ねてお願いいたします。

社会貢献については月間中でなくても支部事業として行った場合は補助金を支給する制度を 今年度予算化しておりますのでご利用くださる ようお願いいたします。

最後に、会員の皆様の一人一人が行政書士と しての誇りを持ち、より多くの人たちに行政書 士制度に関し理解と協力を頂けるよう制度推進 部として頑張ってまいります。

(制度推進部長 浅野 吉知)





書士会日誌

8月 (主なもの)

1日	金	宇都宮市訪問 (6団体)	齋藤宇都宮支部長			
		編集会議	会長 金敷副会長 青木部長 小林副部長 清水理事 松木理事 新井専門部員			
		業務研修会(人管業務)	鈴木 (宏) 専門部員 講師: 深見会員			
5日	火	総務部会	会長 宮嶋副会長 秋田部長 市川副部長 齋藤理事 木下理事 岡井専門部員			
6日	6日 水 6団体打ち合わせ 会長 岸副会長 齋藤宇都宮支部長					
		会報校正	青木部長			
8 日	金	県警本部交通規制課との業務連絡会	会長 宮嶋副会長 車庫証明運営協議会会長・副会長			
		全国広報担当者会議	青木部長 浅野部長			
9 日	土	1 丁戦略特別委員会	金敷委員長 関塚理事 小林 (幸) 専門委員			
11日	月	測量設計士協会訪問	齋藤宇都宮支部長			
12 日	日 火 運輸支局との打ち合わせ 岸副部長 池葉専門部員		岸副部長 池葉専門部員			
		制度推進部会	会長 岸副会長 浅野部長 大石副部長 石田理事 石塚理事			
18 日	月	6団体との連絡協議会	岸副会長 齊藤宇都宮支部長			
20 日	水	開発部会	会長 堀越副会長 前澤部長 岩本副部長 住吉理事 手塚理事 板橋理事 廣田理事			
		宇都宮市都市計画課訪問	岸副会長 齋藤宇都宮支部長			
		浄化協会との連絡会	会長 岸副会長 市川総務副部長			
22 日	金	関地協会議開催打ち合わせ	宮嶋副会長 金敷副会長 秋田部長 市川副部長 増田局長 石井主任			
25 日	月	県生活環境部環境政策課との打ち合わせ	前澤部長 住吉理事			
26 日	火	三士会打ち合わせ	会長 浅野部長 大石副部長			
29 日	金	東京人管宇都宮出張所訪問	渡辺 (良) 専門部員			
30 日	土	車庫証明申請宇都宮センター総会	会長			

お 知 5 せ

◇資料紹介◇

の数・選月の月報

144. 41.0984

(一部 500円)

この度、業務開発部担当副会長 掘越 功先 生より、業務関係資料として「相続・遺言の実 務」の手引書を会に寄贈していただきました。

初心者から実務者まで座右の書として是非と もご活用いただきたくご紹介並びに御推薦申し 上げます。

掘越先生の長年の経験と実績による貴重な資 料です。心よりお礼申し上げます。

(会長 小林一二)

日 錄

- 1.相続関係業務を取扱う業者の業務
- - 3.財産の名義変更まで
- 3.相続のしかた 4.相続説明図例
- (相続人及び法定相続分の図解)
- (相続人及び法定相続分の図解)
 5.相続の順序
 6.相続人の確認、相続人関係図および説明図の作り方)
 7.遺産分割協議書の作成分割についての注意、遺産分割協議書の模範例(遺産を一人および全員取得例)
 8.遺言書および遺留分別相続について必要な書類

9.相続について必要な書類 相続税準備書類について

相続人が会社員であるときの注 意事項 被相続人が事業者であるときの 注意事項

10. 相続の登記について 一般相続、遺言、贈与の登記につ いて注意事項

《会員名簿 正誤表》

5.1.7.7	19頁	138頁
会員名	川島容子	今市センター
訂正箇所	メールアドレス	郵便番号·所在地 電話番号·FAX番号
	You555@aol.com	321-1263 今市市瀬川704-40 0288-22-6147 0288-22-6148
Œ	You-k@ucatv.ne.jp	321-2336 今市市荊沢599-75 0288-22-4095 0288-22-4097

※会員名簿に訂正がございましたら、事務局ま でご連絡下さい。

★訂正しお詫び申し上げます★

◎8月号 18ページ

支局情報【足利】(誤)支局長 荻原 昌樹 →(正)支局長 荻野 昌樹

◎8月号 23ページ

木もれび

(誤) 佐野支部長

→(正)佐野支局長

(業務研修部)

研修会開催のお知らせ

研修会を下記により開催しますので、ご参加下さい。

記

1 日程及び研修科目・講師

No.	研修会日時	研修科目とその概要及び講師(敬称略)
1	平成15年9月19日(金) 午後3時から午後5時まで	土地利用関係法の概要 ○どのような場合にどのような許可・届出等の手続が必要となるかを様々な土地利用関係法を抜粋し解説。 講 師→ 行政書士 前澤 眞一
2	平成15年9月26日(金) 午後2時から午後4時まで	物流業務に関する研修 ②貨物自動車運送事業等の許可申請手続きについて 講 師→ 関東運輸局栃木運輸支局担当官
3	平成15年10月10日(金) 午後3時から午後5時まで	入管業務に関する研修 ○出入国管理の現状について 講 師→ 東京入国管理局宇都宮出張所担当官 ※ご質問のある方は事前にお受けいたしますので事務局に FAXにて9月26日(金)までにお寄せ下さい。
4	平成15年10月23日(木) 午後2時から午後4時まで	風俗営業許可申請に関する研修 ◎風俗営業許可申請について 講 師→ 栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課担当官
5	平成15年11月14日(金) 午後3時から午後5時まで	会社・法人に関する研修 ○有限会社と株式会社の設立 講 師→ 行政書士 渡辺 良樹

2 上記の研修会の会場等はいずれも次のとおりです。

研修会の会場	栃木県行政書士会館 2階会議室(宇都宮市西一の沢町1-22)
研修対象者	原則として会員
受講料(資料代)	500円

3 研修会に参加される方は、下欄の参加申込書を利用し事務局宛FAX又は郵送にて申込み下さい。或いは、参加される研修会を明示のうえ事務局まで電話にて申込み下さい。 申込は随時受け付けますが、準備の都合もありますので、各研修日の1週間位前までには申込み下さい。

事務局 電話番号 028-635-1411 FAX番号 028-635-1410

4 業務研修部では、上記以外にも研修会を計画しています。順次、「行政とちぎ」等で、ご案内します。

<研修会参加申込書>

(参加申込みされる研修会について、参加申し込み欄に○をつけて申込み下さい。)

No.	研修日時 .	研 修 科 目	参加申込み欄
1	平成15年9月19日(金)	土地利用関係法の概要	
2	平成15年9月26日(金)	物流業務に関する研修	
3	平成15年10月10日(金)	入管業務に関する研修	
4	平成15年10月23日 (木)	風俗営業許可申請に関する研修	
5	平成15年11月14日(金)	会社・法人に関する研修	1

平成15年	月	H	支部名	
			氏 名	

日行連発第549号 平成15年8月6日

各单位会長殿

日本行政書士会連合会会 長宮内 一豆申請取次行政書士管理委員会委員長畑 光

適正な申請取次業務の推進について(お願い)

昨今、入管業務を行う申請取次者の会員が、はからずも外国人の不法、不 正な日本への入国や虚偽の在留手統に関与してしまい、事件に巻き込まれる ケースが発生しております。依頼者においても、善意の人ばかりではなく、 悪意をもって行政書士を利用しようと近寄ってくる者も少なからずいること は、ご承知のとおりです。

それだけに、申請取次の業務遂行にあたっては、依頼者と直接接触し、十分な事実関係と申請内容の確認を行い、違法行為に加担することが無いよう 厳に注意する必要があります。

各単位会長におかれましては、所属の申請取次者の会員が、かかる事件、 事故に巻き込まれることが無いよう、機会をとらえ会員指導をお願いいたします。今後共、適正な申請取次業務により、行政書士が健全な入管行政と国際交流のための使命がはたせるよう、お力添えをお願い申し上げます。

以上

各单位会長殿

日本行政書士会連合会 会 長 宮内 一三 運輸交通部 部 長 桑原 一男

遊漁船業の登録申請業務について

標記の件について、日行連発第409号「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律について」(平成15年6月5日付け)にて既にご案内いたしましたが、改めて、その後の進捗状況等についてお知らせいたします。

遊漁船業の登録制度は本年4月1日の改正法の施行により導入され、既存の届出業者については 本年10月1日までに登録申請を行うこととされておりますが、約3万6千の届出業者の内、現在 までに登録申請を行った業者は数パーセントに留まるとの情報もあり、登録への移行が全く進行し ていない状況にあります。

これは、遊漁船業務主任者の選任や損害賠償保険加入の義務づけ等登録に際してのハードルが高くなっていることに加え、業務規定を作成し都道府県知事に届け出なくてはならないなど、事業者にとっては複雑な申請手続に起因しているものと考えられます。

当該遊漁船業の登録業務は当然に行政書士の業務であり、新規登録申請のみでなく、登録後は5年ごとの更新手続き、変更及び廃止の届出手続を要すことから、事業者との継続した関係を構築することができる新規業務であると思われます。

日行連では、(社)全国遊漁船業協会に対する要請に加え、協会会員である各漁協連合会及び都 道府県に対しても別紙文書を発出し、行政書士法遵守及び行政書士の活用方について重ねて要請い たしました。

各単位会におかれましても、再度、会員に対し当該業務の周知を図られると共に、併せて遊漁船 業者の多くが所属する地元漁協等関係先に対してアプローチされ、当該業務の推進に努められるよ うお願いいたします。

なお、業務を実施される方には(社)全国遊漁船業協会が次のような詳細な手引書を発行しております。必要に応じてお求めいただき、活用いただければと存じます。

(社)全国遊漁船業協会

〒108-0075 東京都港区港南四丁目七番八号 都漁連水産会館 6 階 TEL 0 3 - 5 4 7 9 - 4 4 9 1 / F A X 0 3 - 5 4 7 9 - 4 4 9 3

・登録申請の手引き 様式 一式 200円

・業務規定作成届出の手引き 一式 300円

業務主任者講習会テキスト 一冊 3,500円

添付書類

- 「行政書士法遵守と行政書士の活用方について」(社)遊漁船業協会宛・平成15年6月11日付・日行連発第419号
- 「遊漁船業の登録手続における行政書士法遵守について」(社)遊漁船業協会会員各位宛・平成15年8月7日付・日行連発第546号
- (社)遊漁船業協会会員名簿

以上

一般酒類小売業免許の申請手続等

免許の申請及び申請時の確認

1 酒類の販売業免許

酒類の販売業をしようとする方は、販売場ごとに、その所在地の所轄税務署長の免許を受けなければなりません。例えば、本店で酒類販売業免許を受けている場合であっても、支店で酒類の販売を行う場合には、支店の所在地の所轄税務署長から、新たに免許を受ける必要があります。免許を受けないで酒類の販売業を行った場合は、酒税法上、無免許販売業の罪として1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとされています。

また、偽りその他不正な行為により酒類の販売業免許を受けた場合には、酒類の販売業免許が取り消されることがあります。

2 一般酒類小売業免許

一般酒類小売業免許とは、販売場において、消費者又は酒場・料理店等の酒類を取り扱う接客業者に対し、原則としてすべての種類の酒類を販売することができる、最も一般的な酒類販売業免許をいいます。この免許の申請から付与までの手続は、一定の期間になされたすべての申請について、まず①抽選によって審査する順位を決定し、その後、②決定された審査順位に従って免許要件の審査を行い、③免許拒否要件に該当しないことを確認した後に免許が付与される(ただし、申請販売場の所在地が緊急調整地域に該当する場合、免許は付与されません。)という方法を採っています。以下、その申請手続等について詳しく説明します。

3 免許の申請及び審査順位

- (1) 申請は、申請販売場の所在地の所轄税務署で受け付けます。原則として、免許年度(9月1日~翌年8月31日)の何時でも申請することができ、その受付け順に審査を行います。 ただし、平成15免許年度においては、平成15年9月1日(月)~同年9月30日(火) (以下「抽選対象申請期間といいます。)に受け付けた申請については、審査する順位を決定するために公開抽選を行った上で、その順位に従って免許要件の審査を行います。
- (2) 緊急調整地域においては、原則として、新規に一般酒類小売業免許を受けることができません。緊急調整地域に該当する小売販売地域内を申請販売場とする申請があった場合には、免許を付与できない旨を書面で通知(拒否処分)します。同様に、申請時点では緊急調整地域に該当していなくても審査終了時までの間に緊急調整地域に指定された場合には免許を付与できない旨を書面で通知(拒否処分)することになります。

平成15免許年度における<u>緊急調整地域の区域等については、平成15年8月27日(水)</u>に緊急調整地域の所轄税務署において公告するとともに、各国税局のホームページ上に掲載します。

《参考》緊急調整地域について

緊急調整地域とは、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号。以下「緊急措置法」といいます。)第3条に基づき税務署長が指定する地域です。税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の付与及び他の地域からの販売場の移転許可を行ってはならないとされています。

緊急調整地域は、小売販売地域(原則として、税務署管轄区域内の各市区町村を1単位として設定されています。)を一区域として指定します。

なお、緊急調整地域の指定要件の概要は次のとおりです (①~③をすべて満たす場合 に緊急調整地域に指定されます。)

- ① その地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であること 具体的には、その小売販売地域において平成11年度から平成14年度までの間に酒類 小売業免許の新規付与等が行われており、かつ、その小売販売地域の平成14年度の平均 小売販売数量を、平成11年度から平成13年度の各年度の平均小売販売数量の平均値で 除した割合が、100分の90以下であることをいいます。
- ② その地域に存する酒類小売販売場のうちに酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高いこと 具体的には、平成14年度の小売販数量を平成11年度から平成13年度の小売販数量 の平均値で除した割合が100分の90以下である酒類小売販売場の数を、平成15年3 月31日現在でその小売販売地域に所在する酒類小売販売場の数で除した割合が、2分の 1を超えることをいいます。
- ③ その地域に存する酒類小売販売場の過半数について、経営改善計画が酒類小売業者から提出されていること

4 申請に当たり提出する書類

「酒類販売業免許申請書」(以下「申請書」といいます。)を提出する場合には、所定の添付書類を同時に提出していただく必要があります。

なお、提出された申請書及び添付書類は原則としてお返しいたしません。

5 申請書が提出された時点における確認

申請書の提出があった場合には、税務署において、申請書の記載漏れや書類の添付漏れがないか等の確認をします。

記載漏れや書類の添付漏れがあった場合には、補正していただくことになります。

また、緊急調整地域に該当する小売販売地域内を申請販売場とする申請書の提出があった場合には、速やかに免許を付与できない旨を書面で通知(拒否処分)します(緊急調整地域においては抽 選を実施しません。)。

〈申請書類一覧表〉

		書 類 名	留 意 事 項
申請書	1	酒類販売業免許申請書 (申請書別添図面) その1「販売場の所在地」 その2「販売場の周辺の見取図」	必要事項を記載してください。 販売場の所在地について、その位置を記載してください。 申請販売場の所在が分かる周辺の略図に申請販売場の位 置を明示してください。
	2	免許申請書チェック表	添付書類を確認しチェックしてください。
	3	一般酒類小売業免許の免許要件申告書	申請者、申請者の法定代理人、申請法人の役員及び申請 販売場の支配人について、申告してください。(注1)
	4	法人:会社登録簿謄本及び定款 個人:戸籍謄本又は抄本 (注2)	戸籍謄本については、本籍の記載がある住民票(写)を 添付することもできます。
	(5)	免許申請等一覧表	すべての申請に係る所要資金及び所有資金等の概要についても記載してください。
添	6	申請者(法人の場合には、役員全員) の履歴書 (注2)	申請者又は役員の職歴を記載してください。
	7	販売設備状況書	店舗等の広さ、車両運搬具及び什器備品等について記載してください。
付		付属書類(その1) 販売設備等の状況(写真)	販売場の全景、販売場内の状況等を撮影した写真をちょう 付してください(建物が木建築の場合には敷地及び周辺の 写真)。
		付属書類(その2) 建物等の配置図	建物等の配置図は、店舗及びこれに付随する倉庫で、酒類 販売場と一体的に機能している場所を明示してください。 また、酒類陳列場所における表示の方法を明示してください。
書		付属書類(その3) 販売設備状況書付属書類	賃貸借の場合は、賃貸借契約書(写)等、未建築の場合は 請負契約書(写)等を提出してください。
	8	土地及び建物の登記簿謄本	土地又は建物が借用の場合には、賃貸借契約書 (写) 等も 添付してください。
類	9	事業もくろみ書	酒類の予定仕入先、主な予定販売先、収支見積書及び販売 見込数量の算出根拠を記載してください。
	10	最近3事業年度(年間)の貸借対照表 及び損益計算書 (注3)	申請者が個人の場合には、所得税青色申告決算書(写)等 を添付することもできます。
	11)	財産目録 (注3)	
	12	所要資金並びに所有資金の明細書及び その調達方法	自己資金の場合には、資金線表又は資金捻出の根拠説明書 また、融資による場合には、金融機関の証明書又は融資者 の原資の内容を証明する書類を添付してください。
	13	地方税の納税証明書 (注4)	都道府県及び市区町村が発行する納税証明書(申請者につき各種地方税に未納の税額がない旨及び滞納処分を受けたことがない旨の証明)を添付してください。

- (注1) 申請者の法定代理人分又は法人の役員分等については、代表者が代表して申告することができます。
- (注2) ④及び⑥の添付書類については、申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を 有している場合には添付を省略することができます。
- (注3) ⑩及び⑪の添付書類については、申請者の所得税又は法人税の納税地と申請販売場の所在地が同一税務署管内である場合において、過去3年分の所得税及び法人税の確定申告書(添付書類を含む。)をその税務署に提出しているときは、添付を省略することができます。
- (注4)法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地の属する都道府県及び市区町村が発行する納税証明書を添付してください。

平成15年上半期 風俗営業所調査委託受理件数

(8月18日現在)

1. 受理件数

受理総数 47件 (昨年同期 52件)

内訳

新規申請 40件 (昨年同期 40件) 変更承認 7件 (昨年同期 12件)

2. 業種別実施数

業種	新 規	変更承認
キャバレー	3件 (3件)	1 件
料 理 店	5件 (5件)	
カフェー	17件 (20件)	
ダンスホール	1件(0)	
ぱちんこ屋	6件 (4件)	5件 (9件)
まあじゃん屋	5件 (4件)	
ゲーム機設置営業	3件 (4件)	1件 (3件)
合 計	40件 (40件)	7件 (12件)

※()內昨年同期

4. 署別実施数

業種	中央	東	南	小山	足利	栃木	佐野	鹿沼	大田原	石橋	矢板	茂木	黒磯
キャバレー	1			2(1)								1	
料 理 店				2	3						130	(S. Inc.	
カフェー	5	11			1								
ダンスホール	1												
ぱちんこ屋	1	1(1)	1	1(1)	2(1)	1	1(1)	1	1	1(1)			gitte
まあじゃん屋		1		1		1					1		1
ゲーム機設置営業	1	1								45			
合 計	11	14	1	6	6	2	1	1	1	1	1	1	1
	(1)	(1)		(2)	(1)		(1)			(1)			

※()内昨年同期

[※] 資料提供…栃木県風俗環境浄化協会 様

「支部長の顔」

足利支部の歴史と私

足利支部長 殿岡 正敏



足利支部が今の形で組織されたのは昭和43年頃ときいております。昭和47年に入会した私はすぐに足利支部の理事になりました。どういういきさつで会の理事になったか今だに思い

出せません。大関支部長のもとでした。当時会には森先生、勅使河原先生、海老原先生などそうそうたるメンバーがおり、二十代半ば私は会合に出ても居場所がわからず『うろうろ』していた記憶があります。大関支部長がおりましたが、当時から支部の面倒をみてくれていて今も支部の面倒をみてくれているのが、県副会長の

掘越先生であり、三十年以上の足利支部の歴史は堀越先生の歴史のように思えます。昭和51年に車庫証明センターの仕事を支部でやるようになり、それまでは有名無実の支部活動でしたが、支部がまとまるようになりました。足利支部が県行政書士会の行事をお手伝した事を思い出しますと、昭和63年に定時総会をニューミヤコホテルで開催した事、平成4年に『史跡巡りハイキング』でした。

足利支部は若い意欲の人達が役員に入ってくれており会員もしかりです。支部長に選ばれて、 支部会員のふみ台になれればと思います。

おじゃましま~す!

県道宇都宮・鳥山線(通称・鳥山街道)の鳥山町入口付近に新しく開通したトンネルを抜けて、200メートル程走ると左側に休憩所と思しき建物がある。そこが今回の訪問先・塩那支部の矢口正則会員の事務所です。2年ほど前に県道拡幅工事で道路から退がった時、事務所も新しく衣替えしたそうで白い壁で覆われた事務所内部はとても明るく、清潔感あふれる矢口会員にぴったり?の事務所でした。

1.氏 名

2.住 所

3. 入会年月

4. 入会の動機

5. 専門or兼業

6. 得意業務

7. 苦労していること

8. 行政書士になって 良かったこと

9. モットーは…

10. ご家族は… 11. 趣 味

矢口正則(TEL0287-84-1765) 那須郡烏山町中央1-4-2

兼業の業務との関連から。 土地家屋調査士との兼業

1978年4月

土地、入管関係等 農業も兼業している為、時

農業も兼業している為、時 間が足りない。

自由に自分の時間が持てる。 (しかし平日に連休がとれ ない) 社会的信頼を得るこ とができたこと。

どんな業務にもチャレンジ し、不得手な分野にも精力 的にとりくみ迅速かつ丁寧 にこなす。

ご両親、奥様、3人のお子様 海釣り、山登り、ゴルフ、 ソフトボール(アウトドア ーなら何でもOK!) 12. 特 技

13. 好きな場所

14. 好きな色 15. 一 言 …

何にでも興味をもつこと(?) (奥様も納得!)

事務所(一人静かに考え事 ができるから)

茶系

他人を介して己を知る。 人生の最後に"オレの人生 に悔いなし!"と思えるよ うな人生をこれからも歩ん でいきたい。



ご自分でも "特技" としておられるように、何にでも興味を持ち、たった一度きりの人生を楽しんでいらっしゃる矢口先生。今回の訪問中も仕事上の来客あり、久しぶりの友の来訪あり、電話も度々入るなどお忙しい中、気持ちよく取材にご協力下さり有難うございました。 (この写真は矢口事務所のデジカメで撮り、その場で印刷したものです。何もかもお世話になりました。)

支局かわら版

一上都賀支部一

今回は、当事務所目の前にあります「日光だい や川公園」をご紹介します。

現在も大規模に開発中のこの公園内には、フィールドアスレチック、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場等の施設の他、季節ごとに行われるイベントも豊富です。うどん打ち、たいこ、料理教室、竹細工などなど。子供に限らず、大人も十分に楽しめる公園になっています。

緑豊かな自然の中には、たくさんの昆虫はもちろん、ニッコウキスゲ、ヤシオツツジ、ニリンソウなどの植物や、ニホンリスなどの動物などもたくさんいます。散策や観察をゆっくり楽しめることと思います。

オートキャンプ場も併設されていて、フリーテントサイト、オートキャンプサイト、キャンピングカーサイト、トレーラーサイトなど、自分で選ぶことが出来るキャンプスタイルになっています。夏の時期になると、県内はもちろん県外からもたくさんの人達で賑わい、楽しむ子供達の声が事務所にいても聞こえるくらいです。

大谷川沿いにあるこの公園からは、夜になると、今ではめずらしくなってしまったほたるを見ることもできます。川のせせらぎを聞きながらほたるをながめることは、まさに"癒し"そのものです。街中ではぜったいに味わえない自然を、一度体験してみてはいかがでしょうか?

(上都賀支局長 杉山 茂)





支局情報

[鹿 沼]

パソコン研修を実施

鹿沼支部では、昨年に引き続いて今年度もパソコン研修を実施しました。

研修は、7月の16日(水)、23日(水)、30日(水)の3日間にわたり、鹿沼市民情報センターで行われました。1日目は、午後6時~9時までの3時間で6人が参加、2日目と3日目は、午後3時~6時までの3時間で8人が参加しました。

研修内容は、電子政府・電子自治体への対応を考慮して、差込印刷とインターネット、そして電子メールに関することでした。参加された会員の皆さんも、日常の業務に必要なことなので真剣なまなざしで研修を受けておりました。



三陸海岸の旅(唐桑半島)を実施

鹿沼支部では、会員の親睦を図ることを目的 に7月26日(土)、27日(日)の2日間、 一泊の懇親旅行を行いました。

参加者は7名で、浅野支部長の車を借用して 朝の6時前に出発しました。宿泊先は、宮城県 の気仙沼市に近い唐桑半島南端の国民宿舎です が、その先の岩手県の陸前高田市まで行く長距 離運転を支部長自ら務めて下さいました。

今年は梅雨が長続きしていたので、一日目は 天気が悪く雨が降り通しでした。そして、楽し みにしていた猊鼻渓の舟遊びも、水量が多すぎ るために休止中でしたので、舟に乗ることがで きませんでした。また、陸前高田市の碁石海岸 での散策も風と雨に見舞われて大変苦労してし まいました。

また、当日に宮城県北部で起きた震度6強の 地震の影響も受けてしまいました。東北自動車 道が仙台市付近で通行不能となっていましたの で、仙台南ICで下りて仙台市内を時間をかけ て通り、泉IC(情報では築舘ICまで)から 再び高速道路に乗る破目になりました。

2日目は、航空自衛隊の航空ショウがあると聞いていましたので松島基地に行きましたが、 地震のために中止になっていました。地震の被 害の大きかった矢本町や鳴瀬町も通りましたが、 道路沿いの住宅で随分被害を受けている所もあ りました。石塀や瓦屋根、特に「ぐし」の被害 が目立っていました。

雨や地震の影響を受けて、予定通りにいきませんでしたが、車内や宿泊先で十二分に懇親を 深めることができましたので、いつまでも記憶 に残る有意義な旅行となりました。

(鹿沼支局長 和賀井 良雄)



[上都賀]

行政書士による無料相談会のお知らせ

行政書士による無料相談会を下記の内容で 開催しますので、お気軽にご相談におでか け下さい。

記

場 所 『ジャスコ今市店』

日 平成15年10月11日(土)

時 間 午前10:00~午後4:00

内 容 農地転用許可、建設業許可、 風俗営業許可等、官公庁に提出

風俗呂朱計り寺、日ム庁に提出する許認可申請手続全般

くわしくは、栃木県行政書士会上都賀支部 支部長 福田勝守

TEL 0288 (22) 4095

[宇都宮]

10月の「行政書類手続き相談」

日 時:平成15年10月20日(月曜日) 午前10時~午後3時

場所:宇都宮市役所2階(市民相談室)

担当者: 小林幸雄, 鈴木清市



[鹿 沼]

平成15年度小山支部研修会開催

小山支部では去る平成15年7月30日午後 1時30分から、小山市役所内3F会議室にて、 開発許可及び農地法に関する研修会が開かれま した。

農業委員会事務局長稲垣 稔氏をはじめ、都 市整備部建築指導課長阿部 正彦氏、他多数の 来賓を迎え、松井支部長の挨拶で始まりました。 講義の内容も、第1部は、開発許可制度の概

要ならびに申請手続きについて。

第2部は、農地法3条・4条・5条の概要な らびに許可申請手続きについてと、実務に直結 した即戦力になる講義でした。私のような新入 会員でも解るようにと講師の方々が、懇切丁寧 に指導してくださり、レジメもフローチャート 式に解りやすくまとめられていました。講師の 方々、お忙しい中本当にありがとうございまし た。これからも、ご指導よろしくお願いいたし ます。

小山支部では、迅速に法改正対応をしていき、 新人教育をあわせて研修会を実施していく所存 (支局長 土方 美代)



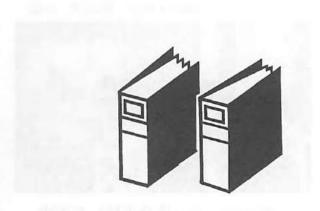
【芳 賀】

芳賀支部役員会

芳賀支部では、7月24日真岡市台町教育会 館にて3時30分より役員会を行った(11名 出席)

議題は

- (1) 研修旅行について 9月3日 大江戸東京博物館
- (2) 会費未納者について (会員権停止処分)
- (3) その他
 - 臨時総会の報告
 - 支部退任役員に対する記念品の件
 - 強調月間のPR活動について
 - 新役員の紹介(平井弘子先生) (支局長 秋葉 憲司)



キャラ

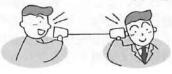
最近TVでもよく使われる「キャラ」と言う 言葉がある。キャラとはキャラクターの略でそ の人の人格や持ち味を意味します。このキャラ とは私たちが人間関係を形成する上でとても重 要な役割を担っています。同じ行動を複数の人 が同時に行なっても、同じ結果にはなりません。 例えば、Aさんが大好きな人と一緒にデザート のさくらんぼを食べているとき、種を出すのが 恥ずかしくて無理に飲み込んでしまい噎せてい ると、その姿を見た異性は「なんて、かわいら しいのだろう。」と好感を持たれそうで、その 話を聞いた私も早速チャレンジしてみると、相 手の人から「いくらお腹が空いているとはいえ 種まで食べるな、種まで!」と反対に顰蹙をか ってしまいました。この様な結果から、いかに キャラがその後の結果に影響を

与えるかが窺えます。

では、どんなキャラが一番 好感が持たれるのか考えてみ ると、(憎めないキャラ)が 最強のようです。「なんだか んだ言っても、あいつは憎め ないよね。」といわれたら、

度を超えない限り誰からも愛されやすい人間に なったという目安なのかもしれません。

自分のキャラは意外にも自分ではわからない ものです。今度暇なときにでも一度、家族や友 人などに自分のキャラを聞いてみるのも、新た な自分の側面が見られて楽しいかもしれません。 (小山支部 土方 美代)



スズメノテッポウ

平成15年5月1日、今朝から朝日新聞紙面 左下段に掲載されていた、大岡信氏の折々のう たが休載になった。今日はどんな歌が載ってい るのだろうかと何時も真先に目を通しており楽 しみにしていた。先日1年間休載の予告記事が あり再開を待つしかない。変わって右下対象に あった花おりおりが移ってきた。

田舎生まれで、18歳まで過ごした関係で、 名前は分からないが野草の類には大抵見覚えが ある。その時代農家であれは、少年期になると 家事や、農家の手伝いは当たり前であり、貴重 な働き手でもあった。

今日はスズメノテッポウが紹介されている。 丁度春先で、レンゲの花と共に、田圃や畦道に 馴染み深い草花である。花おりおりの解説文は さすがに要領よく升目に収められている。

「細い円柱形の穂を見立てた名、せいぜい長さ8センチ太さ3ミリ位の柔らかい「鉄砲」では虫も殺せないが、畑にとってはやっかいな草、穂が茶色に変わると、バラけて小さい種子が飛び散る、繁殖力は旺盛。かって子供達には格好の遊び道具だった。穂を抜いた筒状の葉鞘を抜いて鳴らした。ぴーぴーぐさの名が残る」、実に簡略で要領がよい。字数が足りないので、どういう謂われでなずけられたかは解説していないが、解説文にある通り、かって小生等が子供の頃、青空の下、レンゲ畑に寝ころんで穂を抜き、葉を折り曲げて吹き鳴らしたのを思い出した。

草笛といえば、いろいろある、前述のように 茎を用いるのもあり、草木の新芽がいっせいに 出る今頃は殆どの葉っぱが草笛になる。一番は お茶の葉っぱである、柔らかそうな葉を採って



唇に当てると、ほろ苦い味が口中に広がる。息の強弱と舌先で色々な歌を吹くことが出来た。学校の唱歌、童謡、流行歌、戦雲急を告げる時代で軍歌が子供の唇から自然と流れたことを思い出す。



昨今草笛は言うにおよばず、口笛さえも吹けない子供が大半ではなかろうか。口笛も通常唇をすぼめて吹くのと、舌先を歯の内側に当てて吹く二通りがある。

話が飛ぶが、スズメノテッポウで思い出すことがある。4~5年前信州の美ヶ原ビーナスラインを愛車を駆って美ヶ原高原美術館にドライブしたことがある。その中の野外展示造形物に、高原から砲先を下界に向かって構える赤い大きな鉄骨の造形物、なずけて「スズメを撃つ鉄砲」を思い出す。高さ5~6メートル、長さ8~9メートルはあろうか、作者の意図は分からないが、世の中の矛盾を風刺したものと勝手に解釈していた。

作者はどんなスズメを撃とうとしたのだろうか。そういえば最近住環境の様式化で、和風家屋の日本瓦が少なくなり、スズメの巣作りが見られなくなった。以前は鬼瓦や軒先きに覗く瓦の隙間から藁や草の端切れがのぞき、中からピイピイと親鳥を呼ぶ可愛らしい鳴き声が聞こえたものである。また雀の数も四季を問わず余り見られなくなった。替わりにカラスが屋根を占領して、可愛くない声を出して威張っている。

そして今、アフガンに次いでイラクでは鉄砲 どころではなく、ミサイルやクラスター爆弾な る奇怪な新型爆弾で多くの罪科のないイラク国 民が正義の戦争の名の元に犠牲になり、今この 時も銃声が止まないという。

中東或いはイラクといえば、砂漠の荒野しか 想像できないが、牧畜の民でもあり、その牧草 地にレンゲやスズメノテッポウが生えているの だろうか。春うららかな平和の日本では平和時 こそ有事に備えなければならないと、霞の空か ら聞こえる今日この頃であるが、今日の「花お りおり」は、学名であれスズメノテッポウとは 穏やかならぬ名前であり、とにかく鉄砲が無く なる世の中が出来ないものかと念ずるのみであ る。

平成15年5月 度会 敏

「制度推進部と運営協議会の警察署訪問」

梅雨がまだ明けきれぬ7月28、29日の2 日間、制度推進部の岸担当副会長、浅野部長、 運営協議会の渡辺会長代行、松本副会長は県内 23警察署を表敬訪問しました。

鹿沼署を皮切りに一日目は馬頭署まで、翌日 は喜連川署から宇都宮南署までの全走行距離 500kmを、時間に追われながらハードでし たが、実のある訪問をすることが出来ました。

初めて実施する合同訪問であり、代理権・風 俗営業等に関しては制度推進部が、車庫証明は 運協とそれぞれが役割を担いました。特に代理 権については7月15日付の下野新聞に掲載さ れた紙面広告のコピーを持参しての説明で、充 分説得力があったようです。

やはり話題はIT化、電子申請に関すること で、「今、パソコンの勉強をしています。情報 処理の試験があるので頑張らないと…。」とこ れは署長さんの話しですが、他人事ではなく自 分たちの課題でもあると痛感しました。

パソコンの勉強は「したい」から「しなけれ ばならない」に時代の要請があり、その時に備 えて早急に対策を取っておきたいものです。

最後になりますが、警察署と連絡を取ったり、 ご足労願いました車庫証明のセンター長さんに は紙面を借りましてお礼申し上げます。





車庫証明申請宇都宮センター 定期総会・研修会開催

車庫証明申請宇都宮センターの定期総会が、 8月30日(土)に栃木県自動車会館にて開催 されました。

総会に先立ち、栃木県行政書士会会長 小林 一二様から来賓祝辞を頂きました。

平成14年度事業報告、平成15年度事業計 画について審議され、その後、承認可決され総 会を無事に終了しました。

総会に引き続き、参加者35名による研修会 を開催しました。

講師として自動車登録書士会より松本氏を迎 えて、「自動車保有関係手続きワンストップサ ービス」についての講義が行われ、その後、質 疑応答が行われました。

今後のワンストップサービスの推移を注意深 く観察し、より一層の業務への研鑽が必要だと 痛感させられる研修会でした。

(副センター長 小林 幸雄)



政連だより

8月 5日(火) 政連会議開催

出席者:浅野政連会長・岸副会長・秋田副会長・ 宮嶋幹事長・金敷副幹事長・風間副幹事長 (行政書士会館)

8月29日(金)福田富一氏選対対策本部解散式及び 後援会総連合会拡大役員会に出席

> 出席者:浅野政連会長・小林行政書士会会長 (ホテルニューイタヤ)



木もれび



最近新聞を見ていると、よくいじめの記事を 目にする。読んでみると、どの内容も大人の目 線から物を言った記事ばかりで、少し違和感を おぼえた。そもそもいじめをする理由は、{い じめたいからいじめる。}のである。それを周 りの大人達が、何故いじめたのかと理由を問い 詰めるものだから後から取って付けたように、 態度が気に入らないとか、言葉使いが悪いなど と理由を付ける。その証拠にいじめの原因が無 くなっても、いじめはなくならない。

では、何故いじめをしてしまうのか、それは 言うまでもなくストレスからである。大人達は 子供が小さな頃から、やってはいけない事ばか りを教える。あれもダメこれもダメと。子供た ちの頭の中には、やってはいけない事しか知ら ず、何をすべきかを知らない。

逆説を考えれば、自ずと何をするべきか分か

るだろうなんて、大人の勝手なエゴである。

誰でも禁止事項ばかり言われたらストレスが たまり爆発する。ダメといわれた事をやってみ たくなる。これは人間の心理である。

同じ意味でも言葉を変え、「人をいじめたら いけない。」ではなく、「人にはやさしくしま しょうね。」と、禁止から何をすべきかに変え るだけで、少しは子供たちのストレスの軽減に つながっていくのではないか。これはあくまで 自分の経験から導き出された方程式のほんの一 部でしかない。賛否両論あるかと思うが、うち の子に限ってと言う言葉は、今の世の中存在し ない。

理想論かもしれないが、いつか強者も弱者も 手を取り合って、街のいたるところから笑い声 の絶えない、そんな世になることを切に望む。

(小山支局長 土方 美代)

表紙写真~「道の駅」東山道伊王野 歴史薫る、ふれあいの里

伊王野は那須町の東部に位置し、八溝山系の 広大な自然に囲まれ、また旧東山道「義経街道」 が通る歴史深い地域として知られています。

道の駅「東山道伊王野」は、その名のとおり 旧東山道(現:国道294号)に面しており、「歴 史薫る、ふれあいの里」をテーマにしています。

駅内では、「伊王野まつり伝承館」に伊王野 温泉神社の祭で使用される山車を展示したり、

「食道(水車館)」で手打ちそばが食べられる ほか、「物産センター」では地元産の農産物、 農林加工品、木工品などの販売も行い、地元と の地域交流、ふれあいの場となっています。

路線名:国道293号線

所在地:栃木県那須郡那須町大宇伊王野451番地

電 話:0287-75-0653

開設時間:夏季(4月~10月/午前9時~午後6時)

冬季(11月~3月/午前9時~午後5時)

休館日:毎週火曜日·1月1日~3日

アクセス: ☆東北自動車道那須 I Cから国道294号

方面へ車で約25分

☆JR東北線黒田原駅から芦野経由

伊王野へ10km車で15分

★施設紹介★

○食事処「水車館」…おすすめは手打ちそば

○物産センター……センター内には、様々な パンフレット、タッチパ ネル等を備え観光情報を

提供しています。

○加工体験施設

地元のそば粉を使用した そば打ちが体験できます。 申込みは直接「道の駅」 まで。

○伊王野まつり伝承館…伊王野温泉神社の祭礼で、

おはやしを乗せて引き回 す屋台を展示してありま す。

○水車小屋

直径12mと5.6mの水車が、 静かな音を奏で訪れる観 光客にやすらぎを与えて くれます。直径2mの巨大 な石臼でそば粉が挽けま





栃木県行政書士会員の動き

[入 会]

(平成15年8月31日現在)

	支部·氏名	会員番号 登録番号	人会年月日 登録年月日	郵便番号	事	務	所	電	話	備考
	宇 都 宮	1811	H15.8.8	321-	空報宣古可	z井町2560		028-661		
1	鄉間康久	03122310	1110.0.0	0901	于即召印了	-5TM]2500		FAX 661	-2458	
	塩 那	1 8 1 2	H15.8.22	329-	据公 W 支担	enmeter 4	1 10 11	028-675		
	松 本 潔	03122404	n10.0.22	1231	基合 印尚依	沢町宝石台	1-10-11	FAX680	-2211	
	宇 都 宮	1 8 1 3	H15.8.22	320-	空都宣古祇	上町1087-1	5	028-649	-3030	
	見目博克	03122405	1110.0.22	0856	7 H) (2) (1) H5.	T.m11007 1	.U	FAX 649	-3777	
	鹿 沼	1 8 1 4	1115 0 00	322-	observation and an extension	10.0.5		0289-63	-2744	
13	三 橋 保	03122406	H15.8.22	0028	鹿沼市東町]2-3-5		FAX 63	-2744	

【変 更】(事)は事務所、(住)は住所の変更

支	部	氏	名	会員番号	変更	新事務所・住所・Eメール	電話
足	利	星野	光男	972	(事)		0284-21-4370
宇	那宮	渡 辺	一利	3 5 1	(住)	宇都宮市平松本町911-3	028-673-6959

知 お 6 セ

◇書籍紹介◇

(書士会取扱価格)

■ 風俗適正化法法律基準集 ……… 2.170円







(2004年度版)行政書士手帳の受注について

- •表 紙 ··· ピニールシート 黒 サイズ ··· 169×83mm 帳の
 - ・内容・・・・(分冊方式・差込式)
 ・タイアリー編(月間計画表・日記・各種資料)
 ・法規編(行政書士法・その他関係法令等)
 ・アドレス編
 - 価格 …… 750円

●申し込み締切日● 15年10月9日(木)

※お申し込みは、電話又はFAXにて事務局までご連絡ください。 月刊「日本行政」9月号にも掲載されます。

TEL 028-635-1411 FAX 635-1410



重点の趣旨

- 高齢者の交通事故 防止、特に薄暮時 における歩行中の 事故防止
- 2. シートベルトとチ ヤイルドシートの 着用の徹底
- 交通事故「0」宣 言運動の推進

公示

規約に基づき会員を募集いたします。

〔募集締切日〕平成15年10月31日(金)

[申 込 方 法] 希望者は、事務所住所・氏名・年齢・ 電話番号・FAX番号・支部名を記入の うえ、FAXにて佐野登録代行センター までご送付ください。

行政書士 佐野自動車登録代行センター TEL 0283-20-6122 FAX 0283-20-6121

編 集

後

記

今年は冷夏だったが早くも9月となり月日 の経つのにはいつもながら驚くばかりです。 全国行政書士会員の悲願の代理権の獲得もな り様々の業務分野で会員がその意義を実感し ているものと思います。更なる業務域の拡大

でいるものと思います。 実体の未分析の かんの ための一翼を担うには地道な広報活動の重要性を十二分に部員一同認識しています。 会員の意見、気がついたこと、改革案等があればどしどし投稿をお願いします。 会員諸 氏の奮励と御健勝を御祈念致します。

行政とちぎ 9月号No.321

発行人 代表者 栃木県行政書士会

守都宮市西一の沢町1番22号電 話 028-635-1411(代) FAX 028-635-1410 T320 0046

gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp http://www.gt9.or.jp/gyosei/index.html 広報部 ホームページ

編定印刷所 広 報250円 部

有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の講読料は会費の中に含まれます。)